住所　宮崎市村角町灰作1436番地32
徐春愛　昭和52年8月26日生
住所　長崎市上戸石町1964番地8
李美鈴　昭和53年8月10日生
住所　福岡市西区石丸1丁目18番10―201号
洪歩美　昭和54年5月2日生
住所　静岡県島田市中溝4丁目13番地3
洪定子　昭和38年10月4日生
住所　神戸市灘区青谷町4丁目4番21号
朴眞由美　昭和54年4月7日生
住所　神戸市中央区旗塚通4丁目2番15号
李康智　昭和42年1月12日生
住所　神戸市西区持子2丁目126番地3
金東奎　昭和23年9月26日生
住所　大阪市城東区新喜多東1丁目5番14―403号
高淑子　昭和53年3月9日生
住所　滋賀県草津市野路1丁目5番21―200号
[redacted]梨花　昭和56年2月27日生
住所　大阪市東成区神路3丁目8番10号
蔡禎泰　昭和17年9月22日生
白明美　昭和23年8月27日生
蔡善通　昭和49年9月29日生
蔡昌美　昭和51年4月2日生
住所　大阪市東成区東小橋2丁目9番22号
金静枝　昭和41年7月23日生
鄭慶伍　平成4年4月22日生
鄭周平　平成7年1月30日生
鄭奈央　平成9年5月27日生
鄭歩武　平成10年12月22日生
住所　大阪市淀川区新高1丁目13番40―406号
張良子　昭和52年9月15日生
住所　三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区長島770番地1
張成貴　昭和55年1月2日生
住所　大阪市生野区巽北4丁目9番3号
曹左智子　昭和51年3月24日生
住所　大阪府八尾市南太子堂4丁目5番37号
曹在亘　昭和49年2月8日生

○農林水産省告示第千六百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　鳥取県八頭郡智頭町大字惣地字ミル六九〇、六九〇の一、七〇七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　鳥取県鳥取市佐治町屋際字檜上一一七七の四（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　鳥取県日野郡日南町多里字井ノ垰八四八の一、八四八の二（次の図に示す部分に限る。）、八五〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　鳥取県日野郡日南町大字井ノ垰八四八の一、八四八の二、八四九の一、八四九の二、八五〇の五七、一〇五二の一、一〇五二の三、一〇五二の五七、一〇五二の六二から一〇五二の六四まで、一〇五二の七一、一〇五二の八一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　鳥取県日野郡日野町黒坂字樋ノ口山五五九の一、字大谷五六一の一、五六一の二、字モミウ子五六二、字山ノ手山五六四の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字樋ノ口山五五九の一・字大谷五六一の一・字モミウ子五六二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

一　保安林の所在場所　鳥取県日野郡日南町生山字板井谷山六二五の六、六二五の七

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）